

## 議案第 20 号

上尾市スクールソーシャルワーカー設置規則の制定について  
上尾市スクールソーシャルワーカー設置規則を次のように定める。

平成 26 年 3 月 27 日提出

上尾市教育委員会教育長 岡野 栄 二

上尾市スクールソーシャルワーカー設置規則

(設置)

第 1 条 不登校及び引きこもりをはじめとする家庭の問題に対し、家庭訪問等により改善を図るため、上尾市教育センター（以下「教育センター」という。）に上尾市スクールソーシャルワーカー（以下「スクールソーシャルワーカー」という。）を置く。

(職務)

第 2 条 スクールソーシャルワーカーは、前条に規定するスクールソーシャルワーカーの設置の目的を達成するために必要な次に掲げる職務を行う。

- (1) 問題を抱える児童及び生徒が置かれた環境への働きかけに関すること。
- (2) 関係機関とのネットワークの構築、連携及び調整に関すること。
- (3) 学校内におけるチーム体制の構築及び支援に関すること。
- (4) 保護者に対する支援、相談及び情報提供に関すること。
- (5) 児童及び生徒へのカウンセリングに関すること。
- (6) 教職員等に対する研修活動に関すること。

(定数)

第 3 条 スクールソーシャルワーカーの定数は、2 人以内とする。

(身分)

第 4 条 スクールソーシャルワーカーは、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 3 条第 3 項第 3 号の規定による非常勤の特別職とする。

(委嘱)

第 5 条 スクールソーシャルワーカーは、教育及び福祉に関する知識並びに経験を有する者のうちから、教育委員会が委嘱する。

(任期)

第 6 条 スクールソーシャルワーカーの任期は、1 年とする。ただし、スク

ールソーシャルワーカーが欠けた場合の補欠のスクールソーシャルワーカーの任期は、前任者の残任期間とする。

2 スクールソーシャルワーカーは、再任されることができる。

(勤務)

第7条 スクールソーシャルワーカーの勤務日は、月5日以内とし、その勤務日の割振りは、教育センター所長が定める。

(服務)

第8条 スクールソーシャルワーカーは、教育センター所長の指揮監督を受け、その職務上の命令に従わなければならない。

2 スクールソーシャルワーカーは、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

3 スクールソーシャルワーカーは、その職の信用を傷つけ、又は職員の職全体の不名誉となるような行為をしてはならない。

4 スクールソーシャルワーカーは、その職務上の地位を特定の目的のために利用してはならない。

(報告)

第9条 スクールソーシャルワーカーは、その職務における活動の状況を記録し、教育センター所長に報告しなければならない。

2 教育委員会は、必要があると認めるときは、教育センター所長に対し、スクールソーシャルワーカーの活動状況等について報告を求めることができる。

(退職)

第10条 スクールソーシャルワーカーは、自己の都合によりその任期中に退職しようとする場合は、退職しようとする日の1月前までに教育委員会に申し出て、その承認を受けなければならない。ただし、教育委員会が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(解嘱)

第11条 スクールソーシャルワーカーが次の各号のいずれかに該当する場合には、教育委員会は、第6条第1項の規定にかかわらず、これを解嘱することができる。

- (1) 服務に違反し、又は職務を怠った場合
- (2) スクールソーシャルワーカーとしてふさわしくない非行のあった場合
- (3) 勤務実績が良くない場合
- (4) 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合
- (5) 前各号に規定する場合のほか、その職に必要な適格性を欠く場合  
(その他)

第12条 この規則に定めるもののほか、スクールソーシャルワーカーに関し必要な事項は、別に定める。

#### 附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

#### 提案理由

スクールソーシャルワーカーを、新たに非常勤の特別職の職員として位置付けた上で、その職務の内容、勤務の条件等を定めたいので、この案を提出する。